

仕 様 書

1 業務名

令和7年度九州国立博物館広報業務

2 業務の目的

九州国立博物館の認知向上を図り、幅広い層の入館者増を実現すべく、PR活動や企画を実施するもの。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 業務の概要

主な業務内容としては、下記の(1)～(9)とする。

(1) 開館20周年記念事業の重点的広報の実施

特別展、特集展示を中心に、さまざまな広報媒体を活用した20周年記念事業の広報の実施すること。

なお、以下については実施することを原則とする。

- ・年間スケジュール作成（令和8年度分）

（想定納品数 25,000部）

- ・正月ノベルティ制作

（想定納品数 3,000個）

なお、西鉄電車、バスのラッピング、新聞広告の充実は別途着手済みであることから、その他の効果的な企画（特集展示をPRする企画や季節感のある企画など）を実施すること。

(2) 太宰府天満宮参拝客を中心とする新規来館者獲得のための企画及びPRの実施

(3) 地域と連携した企画及びPRの実施

(4) SNSを活用した戦略的な広報の実施

(5) メディアと連携した企画及びPRの実施（来館の動機付けとなる広報番組の制作及び放映など）

- ・協賛金の獲得・活用を検討すること

5 完了報告

業務完了後、完了報告書（任意方式によるが、実施コンテンツ毎の報告及び記録写真を添付すること。）を福岡県立アジア文化交流センター広報課に提出するものとする。

6 支払方法

請負代金は、月ごとの精算払いとする。また、消費税等によって端数が生じる場合は、最終支払の際に調整する。

7 仕様の変更

この仕様書で定めた項目の中で、変更の必要が生じた場合は、協議により変更することを妨げない。

8 留意事項

（1）コンテンツ制作について

- ① 博物館が定める MI（ミュージアム・アイデンティティ）を遵守し、九州国立博物館全体での広報デザインやビジュアルとの統一性、整合性を図ること。なお、プレゼンテーション時のビジュアル提案にかかわらず、実際に制作を行う際には、九州国立博物館担当者と協議をすること。その結果、修正・変更が生じる可能性がある。
- ② 展示作品を使用する際には、所蔵者及び著作権の関係上、必ず九州国立博物館の担当者と協議すること。
- ③ 新たに撮影した写真や CG、イラスト、コピーなどの一切の著作権は、九州国立博物館に帰属するものとし、九州国立博物館が当該コンテンツ以外の用途で使用するのを妨げないものとする。（ホームページ（Web サイト）での二次利用も含む。） また、コンテンツについて、使用写真データを含むすべての組版原稿とともに、Adobe PDF（Portable Document Format）形式書類を Web サイトで配布できる圧縮を行い、納品すること。さらに、新たに撮影した写真データのうち、九州国立博物館が指定するものについては、JPEG 形式にて併せて提出すること。
- ④ 制作に必要な九州国立博物館で所有する建物写真及び所蔵品写真データは、貸与が可能である。

（2）企画した広報活動において九州国立博物館に展示している他機関所蔵の文化財をメディアに掲載、映像撮影する必要がある場合には、九州国立博物館担当者と協議後、受託者が所蔵者への許可申請を行うこと。

（3）企画した広報活動において、詳細を博物館担当者と協議する必要がある場合は、日程に余裕をもって企画提案すること。

9 その他

- (1) この仕様書に詳細に定めない事項であっても、運営業務の経験上必要と思われる事項については委託内容に含まれるものとする。
- (2) 業務に関する経費の一切を負担すること。
- (3) 履行期間中、九州国立博物館と緊密に連携し、月に一度打ち合わせを実施すること。